# 第109期 定時株主総会招集ご通知

日　時

平成26年６月20日（金曜日）午前10時

場　所

福島県郡山市中町19番１号
当行本店大会議室（６階）
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

大東銀行
証券コード：8563

目　次


**第109期定時株主総会招集ご通知** …… 1

**添付書類**

**第109期事業報告**

1. 当行の現況に関する事項 …… 3
2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項 …… 11
3. 社外役員に関する事項 …… 13
4. 当行の株式に関する事項 …… 15
5. 当行の新株予約権等に関する事項 …… 16
6. 会計監査人に関する事項 …… 16
7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 …… 17
8. 業務の適正を確保する体制 …… 17
9. 会計参与に関する事項 …… 19
10. その他 …… 19

**第109期計算書類**

貸借対照表 …… 20
損益計算書 …… 21
株主資本等変動計算書 …… 22

**第109期連結計算書類**

連結貸借対照表 …… 36
連結損益計算書 …… 37
連結株主資本等変動計算書 …… 38

**監査報告書**

会計監査人の監査報告書謄本 …… 56
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本 …… 57
監査役会の監査報告書謄本 …… 58

**株主総会参考書類**

第１号議案　剰余金処分の件 …… 59
第２号議案　取締役６名選任の件 …… 60
第３号議案　監査役１名選任の件 …… 63

（証券コード8563）
平成26年６月２日

株　主　各　位

福島県郡山市中町19番１号
**株式会社　大東銀行**
取締役社長　**鈴　木　孝　雄**

# 第109期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第109期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年６月19日（木曜日）午後５時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

**1.　日　時**　平成26年６月20日（金曜日）午前10時

**2.　場　所**　福島県郡山市中町19番１号　当行本店大会議室（６階）

**3.　株主総会の目的事項**

**報告事項**　1.第109期（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

2.第109期（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

**決議事項**

**第１号議案**　剰余金処分の件

**第２号議案**　取締役６名選任の件

**第３号議案**　監査役１名選任の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎　株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト(http://www.daitobank.co.jp/)に掲載させていただきます。

# 1.　当行の現況に関する事項

## （1）企業集団の事業の経過及び成果等

### ［企業集団の主要な事業内容］

当行グループは、当行及び連結される子会社等２社で構成され、銀行業を中心に、クレジットカード事業、リース事業及び信用保証事業等の金融サービスに係る事業を行っております。

当行は、本店及び支店の合計62か店において、預金、貸出、有価証券投資、内国為替、外国為替、証券投資信託及び保険商品の窓口販売業務等を行い、地域に根ざした営業を展開しており、お客さまへのサービス向上に積極的に取り組んでおります。

株式会社大東クレジットサービスは、カード利用による消費活動に対する与信と決済代行を行うクレジットカード事業を行っております。

株式会社大東リースは、お取引先さまに対するファイナンス・リース等の事業及び住宅ローン等をご利用のお客さまに対する信用保証事業を行っております。

### ［金融経済環境］

平成25年度におけるわが国の経済動向をみますと、政府による経済対策や日本銀行の金融政策により、円安や株高が進行し、企業収益に改善が見られたほか、個人消費についても雇用・所得環境が改善していること等を背景に底堅く推移するなど、全般的に緩やかな回復基調で推移しました。

当行の主たる営業基盤である福島県の経済動向をみますと、震災復旧関連投資の増加が続いているほか、消費についても堅調に推移するなど、着実な持ち直しが続きました。

特に、公共投資や住宅投資については、震災復旧工事の発注や被災住宅の建て替えなどを背景に大幅な増加が続きました。一方、生産動向については、米国を中心とする海外や国内における需要改善を背景に持ち直しの動きが続きました。これらを受け、雇用動向については、全体として改善の動きが続きました。

金融面に目を転じますと、被災地区金融機関においては、東京電力からの損害賠償補償金などを原資とした預金の増加が続きました。貸出金については、住宅投資の増加や堅調な個人消費を背景に、緩やかな増加が続きました。

こうしたなか、地域経済の本格的な復興及び当行の成長戦略の実現を着実なものとするため、円滑な資金供給にとどまらず、お客さまのニーズに応じた多様な金融サービスを提供することが重要となっております。

## [事業の経過及び成果]

当事業年度において当行は、主たる営業基盤である福島県の速やかな復興を目指し全力で取り組んでまいりました。

事業を営んでおられるお客さまに対しては、これまでと同様に、各種震災対応資金等の円滑な資金提供に努めたほか、事業拡大のための資金需要や、再生可能エネルギー事業等の新たな分野における資金需要等にも積極的に応えてまいりました。また、経営改善や事業再生の支援を必要とするお客さまに対しては、経営改善計画の策定支援等を実施したほか、必要に応じて外部専門家、外部機関、他の金融機関等とのネットワークを活用するなど、コンサルティング機能の発揮に努めました。

個人のお客さまに対しては、被災者の方々を対象とした住宅関連投資やマイカーローンについて、支援の拡大を目的に商品内容の改定を行ったほか、夏・冬のボーナスシーズンにあわせて、「懸賞金付定期預金」を発売いたしました。

その他、店舗につきましては、当行として２年ぶり、福島県外への出店としては31年ぶりとなる「さいたま支店」を平成25年６月に埼玉県さいたま市に開設しております。

このような取組みの結果、当行の業績は以下の通りとなりました。

（主要勘定）

預金（譲渡性預金を含む）につきましては、個人預金をはじめ全ての業態で増加したことから前期末比299億円増加して7,369億円となりました。

貸出金につきましては、事業性貸出金等が増加したことから、前期末比46億円増加して4,626億円となりました。

また、有価証券につきましては、前期末比34億円増加して期末残高は2,445億円となりました。

（損益）

経常収益は、投資信託等の預り資産の販売増加等により役務取引等収益は増加したものの、貸倒引当金戻入益の減少によるその他経常収益の減少や利回りの低下による貸出金利息等の資金運用収益の減少等により、前期比12億70百万円減少し128億２百万円となりました。

一方、経常費用は、株式等関係費用の減少等によるその他経常費用の減少や預金利息等の資金調達費用の減少等により、前期比12億65百万円減少し98億64百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比４百万円減少して29億38百万円となりました。また、当期純利益は税金費用の減少等により前期比４億36百万円増加して24億10百万円となりました。

（連結損益）

当行グループ全体の業績につきましては、主として単体の業績の影響により、連結経常利益31億円（前期比0.6億円減益）、連結当期純利益25億円（前期比４億円増益）となりました。

## [対処すべき課題]

当行は、「修正第二次経営計画」（平成24年４月～平成26年３月）において、東日本大震災及び原子力発電所事故によって被災した県内経済の速やかな復興を目指し、競争力の強化と営業生産性の向上を主な課題として取り組んでまいりました。その結果、貸出金や預金は増加し、健全性を示す指標は着実に改善したものの、金融緩和等による低金利が続いていることから、収益力の向上・収益基盤の構築が最重要課題となっております。あわせて、次期勘定系システムの更改を平成28年５月に控えていることから、次期システムへの移行をスムーズに行うことも経営上の重要な課題となっております。

「第三次経営計画」（平成26年４月～平成29年３月）においては、復興支援をテーマに、引き続き新規取引先の開拓活動や既往先との取引拡大を推進し、さらに、預り資産の販売、各種フィービジネスによる役務収益の拡大にも注力してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

| | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|---|---|---|---|---|
| 連結経常収益 | 155 | 153 | 151 | 138 |
| 連結経常利益 | 7 | 21 | 31 | 31 |
| 連結当期純利益<br>(△は連結当期純損失) | △ 9 | 15 | 20 | 25 |
| 連結包括利益 | △ 13 | 36 | 44 | 25 |
| 連結純資産額 | 230 | 265 | 309 | 334 |
| 連結総資産 | 6,540 | 7,345 | 7,535 | 7,801 |

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

| | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|---|---|---|---|---|
| 預金 | 6,101 | 6,863 | 7,069 | 6,896 |
| 定期性預金 | 3,806 | 3,953 | 3,932 | 3,424 |
| その他 | 2,295 | 2,909 | 3,137 | 3,472 |
| 社債 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 貸出金 | 4,231 | 4,449 | 4,579 | 4,626 |
| 個人向け | 1,390 | 1,379 | 1,422 | 1,392 |
| 中小企業向け | 1,928 | 2,112 | 2,102 | 2,067 |
| その他 | 912 | 957 | 1,054 | 1,166 |
| 有価証券 | 1,306 | 2,009 | 2,411 | 2,445 |
| 国債 | 452 | 910 | 1,018 | 997 |
| その他 | 854 | 1,098 | 1,392 | 1,448 |
| 総資産 | 6,469 | 7,293 | 7,511 | 7,776 |
| 内国為替取扱高 | 18,377 | 19,335 | 19,425 | 20,187 |
| 外国為替取扱高 | 百万ドル 90 | 百万ドル 77 | 百万ドル 75 | 百万ドル 60 |
| 経常利益 | 百万円 638 | 百万円 1,922 | 百万円 2,942 | 百万円 2,938 |
| 当期純利益 (△は当期純損失) | 百万円 △1,040 | 百万円 1,422 | 百万円 1,974 | 百万円 2,410 |
| 1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失) | △8円25銭 | 11円29銭 | 15円65銭 | 19円1銭 |

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益（△は1株当たり当期純損失）は、当期純利益（又は当期純損失）を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。
3. 預金には譲渡性預金は含んでおりません。

### (3) 企業集団の使用人の状況

イ．企業集団の使用人数

| | 当年度末 | | | | 前年度末 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 銀行業 | クレジットカード事業 | リース事業 | 信用保証事業 | 銀行業 | クレジットカード事業 | リース事業 | 信用保証事業 |
| 使用人数 | 585人 | 8人 | 4人 | 0人 | 592人 | 10人 | 4人 | 0人 |

(注) 使用人数は就業人員数であり、出向受を含み、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

ロ．当行の使用人の状況

| | 当年度末 | 前年度末 |
|---|---|---|
| 使用人数 | 585人 | 592人 |
| 平均年齢 | 39年 2月 | 39年 2月 |
| 平均勤続年数 | 16年 11月 | 17年 0月 |
| 平均給与月額 | 332千円 | 329千円 |

(注) 1. 使用人数は就業人員数であり、出向受を含み、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、時間外手当を含む３月中の平均給与月額であります。

### (4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ．銀行業

(イ)当行の主要な営業所及び営業所数

福島県：本店営業部はじめ59店（前年度末60店）
栃木県：宇都宮支店（前年度末１店）
埼玉県：さいたま支店（前年度末一店）
東京都：東京支店（前年度末１店）

(ロ)当行を所属銀行とする銀行代理業者数の一覧

該当ありません。

(ハ)当行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

ロ．クレジットカード事業

株式会社大東クレジットサービス：郡山市駅前一丁目６番５号

ハ．リース事業、信用保証事業

株式会社大東リース：郡山市虎丸町17番３号

## (5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

| | |
|---|---|
| 設備投資の総額 | 568 |

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

| 内　　容 | 金　　額 |
|---|---|
| 該当ありません | — |

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## (6) 重要な子会社等の状況

| 会　社　名 | 所　在　地 | 主要業務内容 | 設　立<br>年月日 | 資本金 | 当行が有する子会社等の議決権比率 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 株式会社<br>大東クレジットサービス | 郡山市駅前<br>一丁目６番５号 | クレジットカードの取扱いに関する業務 | 平成元年<br>11月24日 | 40百万円 | 43.75% | — |
| 株式会社<br>大　東　リ　ー　ス | 郡山市虎丸町<br>17番３号 | 各種物件等に係るリース業務及び住宅ローン等の保証業務 | 平成２年<br>３月９日 | 380百万円 | 85.30% | — |

**重要な業務提携の概況**

①第二地方銀行協会加盟地方銀行41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＳＣＳ）を行っております。

②第二地方銀行協会加盟地方銀行41行、都市銀行５行、信託銀行３行、地方銀行64行、信用金庫268金庫（信金中央金庫を含む。)、信用組合136組合（全国信用協同組合連合会を含む。)、系統農業協同組合・信用漁業協同組合連合会774（農林中央金庫、信用農業協同組合連合会を含む。)、労働金庫14金庫（労働金庫連合会を含む。）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。

③第二地方銀行協会加盟地方銀行41行の提携により、ＩＳＤＮ回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称ＳＤＳ）を行っております。
④株式会社ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
⑤株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置された現金自動設備による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
⑥株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

### (7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

### (8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

## 2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

### （1）会社役員の状況

（年度末現在）

| 氏名 | 地位及び担当 | 重要な兼職 | その他 |
|---|---|---|---|
| 鈴木孝雄 | 取締役社長<br>（代表取締役）<br>経営部、監査部 | — | — |
| 小野尚宏 | 常務取締役<br>（代表取締役）<br>審査部、債権管理部、<br>証券国際部 | — | — |
| 岡安廣 | 常務取締役<br>（代表取締役）<br>営業企画部、個人融資部 | — | — |
| 三浦謙一 | 取締役<br>コンプライアンス・リスク統括部長、総務部、事務部 | — | — |
| 大橋学 | 取締役<br>（社外役員） | — | — |
| 遠藤久雄 | 常勤監査役 | — | — |
| 笠間善裕 | 監査役<br>（社外役員） | 弁護士 | — |
| 佐藤長久 | 監査役<br>（社外役員） | — | — |
| （当年度中に退任した役員） | | | |
| 佐藤潤吉 | 取締役<br>（社外役員） | 平成25年６月21日退任（任期満了） | |

（注）1. 取締役大橋学氏、監査役笠間善裕氏及び監査役佐藤長久氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 当年度中に退任した役員の地位は退任時のものであります。

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

| 区　　分 | 支 給 人 数 | 報　　酬　　等 |
|---|---|---|
| 取　締　役 | 6 名 | 57 (7) |
| 監　査　役 | 3 名 | 16 (1) |
| 計 | 9 名 | 74 (9) |

(注) 1. ( )は、報酬以外の金額であります。
2. 「報酬等」には、役員賞与８百万円（取締役６百万円、監査役１百万円）が含まれております。
3. 上記報酬等のほか、使用人兼務取締役の使用人としての報酬７百万円を支給しております。
4. 株主総会で定められた報酬限度額
取締役　　216百万円
監査役　　66百万円
5. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## 3. 社外役員に関する事項

### （1）社外役員の兼職その他の状況

| 氏　名 | 兼職その他の状況 |
|---|---|
| 大　橋　学 | ― |
| 笠　間　善　裕 | 弁護士 |
| 佐　藤　長　久 | ― |

### （2）社外役員の主な活動状況

| 氏　名 | 在任期間 | 取締役会及び監査役会への出席状況 | 取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況 |
|---|---|---|---|
| 大　橋　学 | 平成25年６月21日<br>～<br>平成26年３月31日 | 平成25年６月21日就任以降開催の取締役会20回中20回出席 | 取締役会において、行政に携わった経験を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。 |
| 笠　間　善　裕 | 平成20年６月20日<br>～<br>平成26年３月31日 | 当事業年度開催の取締役会26回中24回出席<br>当事業年度開催の監査役会12回中11回出席 | 取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。 |
| 佐　藤　長　久 | 平成23年６月24日<br>～<br>平成26年３月31日 | 当事業年度開催の取締役会26回中26回出席<br>当事業年度開催の監査役会12回中12回出席 | 取締役会及び監査役会において、行政に携わった経験を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。 |

### (3) 責任限定契約

| 氏　　名 | 責任限定契約の内容の概要 |
|---|---|
| 大　橋　　学 | 当行は会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、善意にしてかつ重大な過失がないときは損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額であります。 |
| 笠　間　善　裕 | 当行は会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、善意にしてかつ重大な過失がないときは損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額であります。 |
| 佐　藤　長　久 | 当行は会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、善意にしてかつ重大な過失がないときは損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額であります。 |

### (4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

| | 支給人数 | 銀行からの報酬等 | 銀行の親会社等からの報酬等 |
|---|---|---|---|
| 報酬等の合計 | ４名 | ７（0） | ― |

(注) 1. ( )は、報酬以外の金額であります。
2. 「銀行からの報酬等」には、役員賞与０百万円が含まれております。
3. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### (5) 社外役員の意見

該当ありません。

## 4. 当行の株式に関する事項

**(1) 株　式　数**　　発行可能株式総数　180,000千株
発行済株式の総数　127,014千株
(自己株式223千株を含む)

**(2) 当年度末株主数**　10,209名

**(3) 大　株　主**

| 株主の氏名又は名称 | 当行への出資状況 | |
|---|---|---|
| | 持株数等 | 持株比率 |
| | 千株 | % |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 11,460 | 9.03 |
| CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO | 3,704 | 2.92 |
| 大東銀行行員持株会 | 3,691 | 2.91 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) | 3,234 | 2.55 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 2,872 | 2.26 |
| PROSPECT JAPAN FUND LIMITED | 2,805 | 2.21 |
| 株式会社東邦銀行 | 1,965 | 1.55 |
| 株式会社損害保険ジャパン | 1,525 | 1.20 |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 | 1,334 | 1.05 |
| 株式会社豊和銀行 | 1,276 | 1.00 |

(注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数（223千株）を控除のうえ算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

## 5. 当行の新株予約権等に関する事項

### (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

該当ありません。

### (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

| 氏名又は名称 | 当該事業年度に係る報酬等 | そ　の　他 |
|---|---|---|
| 新日本有限責任監査法人<br>指定有限責任社員　大村　真敏<br>指定有限責任社員　鈴木　和郎 | 43 | — |

(注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当該事業年度に係る報酬等の額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する当該事業年度に係る報酬等の合計額は43百万円であります。
3. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### (2) 責任限定契約

責任限定契約は締結しておりません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の独立性及び審査体制その他の職務の実施に関する体制が十分でないと認められた場合は、監査役と綿密な連携をとり、会計監査人の解任又は不再任を決定する方針です。

## 7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

## 8. 業務の適正を確保する体制

### (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役会において「コンプライアンス基本方針」、「役員コンプライアンス規程」、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、その周知徹底を図る。
・行内のコンプライアンスに関する情報を一元的に管理する部署として、コンプライアンス・リスク統括部を取締役会直轄の独立部署として設置する。
・本部及び営業店にコンプライアンス責任者を配置し、コンプライアンス遵守状況のモニタリング、コンプライアンス・マインド醸成のための啓蒙活動等を実施する。
・法務・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する施策の検討、啓蒙・教育、状況把握等について定期的に検討・協議する。
・不祥事件の未然防止のため、使用人の人事ローテーション及び連続休暇制度を実施する。
・取締役会において「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を制定し、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、不当要求は断固として拒絶する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・行内の文書の作成、保存及び管理について、「文書規程」に基づき、適正に保存及び管理する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・取締役会において「リスク管理の基本方針」及びリスク管理に係る重要な規程等を制定し、適切なリスク管理を行う。
・銀行全体のリスクを統合的に管理・コントロールする部署として、コンプライアンス・リスク統括部を設置するほか、リスク管理委員会を設置し、各種リスクの評価、モニタリング、限度枠の設定・管理等について検討・協議する。
・内部監査を行う部署として、監査部を設置し、取締役会において「内部監査規程」を制定し、監査方針、監査計画書を取締役会で策定して実施する。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役及び使用人の職務の執行が効率的になされるよう、「社則」及び「事務規程」を制定する。

### (5) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・子会社においても、業務の決定及び執行についての相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役を設置する。
・関係会社の重要な業務の決定に係る手続について、当行が管理するとともに、関係会社から適時に業務の状況の報告を受ける。

### (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・監査役の職務を補助するため、監査部内に監査役会事務局を設置する。
・監査役会事務局の人員は、監査役会と協議のうえ、必要な人員を配置する。

### (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査役会事務局に所属する使用人は、監査役会事務局の業務を行うにあたって、監査役以外の者の指揮命令は受けない。また、その実効性を確保するために監査役会事務局に所属する使用人が変更となった場合は、その旨を取締役会に報告する。

### (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

・取締役及び使用人は、法令等の違反行為、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、銀行法に定める不祥事件が発生した場合、速やかに監査役へ報告することとする。

### (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は、会計監査のみならず、取締役会、常務会その他の重要な会議へ出席し、必要あると認められるときは意見を述べ、そのほか往査による業務監査を実施する。
・代表取締役は、監査役会と定期的に会合をもち、当行が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

## 9. 会計参与に関する事項

該当ありません。

## 10. その他

該当ありません。

# 第109期末（平成26年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| （資産の部） | |
| **現金預け金** | **52,520** |
| 現金 | 12,128 |
| 預け金 | 40,392 |
| **コールローン** | **5,000** |
| **有価証券** | **244,570** |
| 国債 | 99,722 |
| 地方債 | 15,847 |
| 社債 | 106,733 |
| 株式 | 6,217 |
| その他の証券 | 16,048 |
| **貸出金** | **462,642** |
| 割引手形 | 1,723 |
| 手形貸付 | 22,626 |
| 証書貸付 | 427,298 |
| 当座貸越 | 10,993 |
| **外国為替** | **360** |
| 外国他店預け | 356 |
| 買入外国為替 | 3 |
| **その他資産** | **1,444** |
| 未決済為替貸 | 101 |
| 前払費用 | 15 |
| 未収収益 | 882 |
| 金融派生商品 | 0 |
| その他の資産 | 444 |
| **有形固定資産** | **12,404** |
| 建物 | 2,231 |
| 土地 | 9,602 |
| 建設仮勘定 | 7 |
| その他の有形固定資産 | 562 |
| **無形固定資産** | **653** |
| ソフトウェア | 290 |
| リース資産 | 167 |
| その他の無形固定資産 | 195 |
| **繰延税金資産** | **1,102** |
| **支払承諾見返** | **842** |
| **貸倒引当金** | **△ 3,906** |
| **資産の部合計** | **777,633** |

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| （負債の部） | |
| **預金** | **689,647** |
| 当座預金 | 9,162 |
| 普通預金 | 325,021 |
| 貯蓄預金 | 8,181 |
| 通知預金 | 1,095 |
| 定期預金 | 335,107 |
| 定期積金 | 7,326 |
| その他の預金 | 3,752 |
| **譲渡性預金** | **47,290** |
| **社債** | **2,000** |
| **その他負債** | **1,659** |
| 未決済為替借 | 218 |
| 未払法人税等 | 26 |
| 未払費用 | 841 |
| 前受収益 | 246 |
| 従業員預り金 | 25 |
| 給付補填備金 | 2 |
| 金融派生商品 | 0 |
| リース債務 | 175 |
| 資産除去債務 | 9 |
| その他の負債 | 114 |
| **賞与引当金** | **162** |
| **退職給付引当金** | **2,250** |
| **睡眠預金払戻損失引当金** | **191** |
| **偶発損失引当金** | **147** |
| **再評価に係る繰延税金負債** | **1,657** |
| **支払承諾** | **842** |
| **負債の部合計** | **745,848** |
| （純資産の部） | |
| **資本金** | **14,743** |
| **資本剰余金** | **1,294** |
| 資本準備金 | 1,294 |
| **利益剰余金** | **12,053** |
| 利益準備金 | 298 |
| その他利益剰余金 | 11,755 |
| 別途積立金 | 8,000 |
| 繰越利益剰余金 | 3,755 |
| **自己株式** | **△ 39** |
| **株主資本合計** | **28,052** |
| **その他有価証券評価差額金** | **1,438** |
| **土地再評価差額金** | **2,294** |
| **評価・換算差額等合計** | **3,732** |
| **純資産の部合計** | **31,784** |
| **負債及び純資産の部合計** | **777,633** |

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 第109期（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **経常収益** | | **12,802** |
| **資金運用収益** | **9,381** | |
| 貸出金利息 | 7,843 | |
| 有価証券利息配当金 | 1,472 | |
| コールローン利息 | 21 | |
| 預け金利息 | 43 | |
| その他の受入利息 | 0 | |
| **役務取引等収益** | **2,347** | |
| 受入為替手数料 | 689 | |
| その他の役務収益 | 1,657 | |
| **その他業務収益** | **349** | |
| 外国為替売買益 | 41 | |
| 商品有価証券売買益 | 11 | |
| 国債等債券売却益 | 278 | |
| 国債等債券償還益 | 1 | |
| その他の業務収益 | 15 | |
| **その他経常収益** | **724** | |
| 償却債権取立益 | 191 | |
| 株式等売却益 | 99 | |
| その他の経常収益 | 433 | |
| **経常費用** | | **9,864** |
| **資金調達費用** | **640** | |
| 預金利息 | 530 | |
| 譲渡性預金利息 | 45 | |
| 借用金利息 | 0 | |
| 社債利息 | 64 | |
| その他の支払利息 | 0 | |
| **役務取引等費用** | **866** | |
| 支払為替手数料 | 149 | |
| その他の役務費用 | 716 | |
| **その他業務費用** | **142** | |
| 国債等債券売却損 | 30 | |
| その他の業務費用 | 112 | |
| **営業経費** | **7,850** | |
| **その他経常費用** | **364** | |
| 貸倒引当金繰入額 | 176 | |
| 貸出金償却 | 43 | |
| 株式等売却損 | 0 | |
| その他の経常費用 | 144 | |
| **経常利益** | | **2,938** |
| **特別利益** | | **9** |
| 固定資産処分益 | 9 | |
| **特別損失** | | **152** |
| 固定資産処分損 | 11 | |
| 減損損失 | 141 | |
| **税引前当期純利益** | | **2,795** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 17 | |
| 法人税等調整額 | 367 | |
| **法人税等合計** | | **384** |
| **当期純利益** | | **2,410** |

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 第109期（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 |
| 当期首残高 | 14,743 | 1,294 | 1,294 | 260 |
| 当期変動額 | | | | |
| 利益準備金の積立 | | | | 38 |
| 別途積立金の積立 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | |
| 当期純利益 | | | | |
| 自己株式の取得 | | | | |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | — | 38 |
| 当期末残高 | 14,743 | 1,294 | 1,294 | 298 |

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 利益剰余金 | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | | |
| | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 6,500 | 3,076 | 9,836 | △ 39 | 25,836 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 利益準備金の積立 | | △ 38 | — | | |
| 別途積立金の積立 | 1,500 | △ 1,500 | — | | |
| 剰余金の配当 | | △ 190 | △ 190 | | △ 190 |
| 当期純利益 | | 2,410 | 2,410 | | 2,410 |
| 自己株式の取得 | | | | △ 0 | △ 0 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | △ 3 | △ 3 | | △ 3 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | 1,500 | 678 | 2,217 | △ 0 | 2,216 |
| 当期末残高 | 8,000 | 3,755 | 12,053 | △ 39 | 28,052 |

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 土地再評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 1,435 | 2,291 | 3,726 | 29,562 |
| 当期変動額 | | | | |
| 利益準備金の積立 | | | | |
| 別途積立金の積立 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △ 190 |
| 当期純利益 | | | | 2,410 |
| 自己株式の取得 | | | | △ 0 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | | △ 3 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 2 | 3 | 6 | 6 |
| 当期変動額合計 | 2 | 3 | 6 | 2,222 |
| 当期末残高 | 1,438 | 2,294 | 3,732 | 31,784 |

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定)、ただし、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　８年～50年

その他　　３年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17,323百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 過去勤務費用 | その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理 |
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理 |

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会に対する責任共有制度負担金の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。

7．ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存) 期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

8．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

## 貸借対照表に関する注記

1．関係会社の株式総額496百万円

2．貸出金のうち、破綻先債権額は312百万円、延滞債権額は14,271百万円であります。

　なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

　また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は60百万円であります。

　なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,169百万円であります。

　なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は16,814百万円であります。

　なお、上記２.から５.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,723百万円であります。

7．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

| | |
|---|---|
| 有価証券 | 53,450百万円 |
| その他資産 | 5百万円 |
| 現金預け金 | 4百万円 |

担保資産に対応する債務

| | |
|---|---|
| 預金 | 2,703百万円 |

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券14,078百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、敷金は103百万円及び保証金は36百万円が含まれております。

8．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、32,197百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が31,023百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　平成10年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第１号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法（昭和44年法律第49号）第６条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格、及び第３号に定める当該事業用土地について地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額5,551百万円

10．有形固定資産の減価償却累計額12,882百万円

11．有形固定資産の圧縮記帳額1,222百万円

12．社債は、劣後特約付社債であります。

13．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,912百万円であります。

14．取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額８百万円

15．関係会社に対する金銭債権総額1,188百万円

16．関係会社に対する金銭債務総額351百万円

17．銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第４項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に５分の１を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、38百万円であります。

## 損益計算書に関する注記

1．当事業年度において、使用の中止又は営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下により、投資額の回収が見込めなくなった以下の資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

| 場所 | 主な用途 | 種類 | 減損損失<br>(百万円) |
|---|---|---|---|
| 福島県内 | 営業用資産 | 土地・建物 | 141 |

営業用資産については、営業店単位をグルーピングの単位として取り扱っております。

また、遊休資産等については、各々独立した単位として取り扱っております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により算定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除した価額に基づき算定しております。

2．関係会社との取引による収益

| | |
|---|---|
| 資金運用取引に係る収益総額 | 19百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額 | 11百万円 |
| その他の取引に係る収益総額 | 0百万円 |
| 関係会社との取引による費用 | |
| 資金調達取引に係る費用総額 | 0百万円 |
| 役務取引等に係る費用総額 | 67百万円 |
| その他の取引に係る費用総額 | 9百万円 |

3．関連当事者との取引は以下のとおりであります。

関係会社等

| | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 関係会社 | 株式会社大東リース | 福島県郡山市 | 380 | リース事業<br>信用保証事業 | 所有<br>直接<br>85.30% | 当行住宅ローン等の債務保証 | 貸出金の被保証 | — | — | 9,725 |

## 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

| | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 214 | 8 | — | 223 | (注) |

（注）自己株式の増加８千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

## 有価証券に関する注記

貸借対照表の「有価証券」勘定以外で表示されているものはありません。

1．満期保有目的の債券（平成26年３月31日現在）

| | 種類 | 貸借対照表計上額（百万円） | 時価（百万円） | 差額（百万円） |
|---|---|---|---|---|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 国債 | 1,000 | 1,003 | 3 |
| | 社債 | 5,299 | 5,312 | 12 |
| | その他 | 1,000 | 1,064 | 64 |
| | 小計 | 7,299 | 7,380 | 80 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 国債 | — | — | — |
| | 社債 | — | — | — |
| | その他 | — | — | — |
| | 小計 | — | — | — |
| 合計 | | 7,299 | 7,380 | 80 |

2．子会社・子法人等株式（平成26年３月31日現在）

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式

| | 貸借対照表計上額（百万円） |
|---|---|
| 子会社・子法人等株式 | 496 |

3．その他有価証券（平成26年３月31日現在）

| | 種　類 | 貸借対照表計上額（百万円） | 取得原価（百万円） | 差　額（百万円） |
|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株　式 | 2,791 | 2,060 | 730 |
| | 債　券 | 183,819 | 182,045 | 1,774 |
| | 国　債 | 84,335 | 83,676 | 658 |
| | 地方債 | 12,637 | 12,463 | 174 |
| | 社　債 | 86,847 | 85,905 | 941 |
| | その他 | 10,515 | 10,135 | 379 |
| | 小　計 | 197,126 | 194,242 | 2,883 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株　式 | 2,440 | 2,804 | △ 363 |
| | 債　券 | 32,184 | 32,247 | △ 62 |
| | 国　債 | 14,387 | 14,405 | △ 18 |
| | 地方債 | 3,209 | 3,214 | △ 4 |
| | 社　債 | 14,587 | 14,627 | △ 39 |
| | その他 | 4,403 | 4,485 | △ 82 |
| | 小　計 | 39,028 | 39,537 | △ 508 |
| 合　計 | | 236,154 | 233,779 | 2,375 |

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

| | 貸借対照表計上額（百万円） |
|---|---|
| 株　式 | 489 |
| その他 | 129 |
| 合　計 | 619 |

（＊1）これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（＊2）当事業年度においては減損処理はありません。

4．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成25年４月１日 至 平成26年３月31日）

| | 売　却　額<br>（百万円） | 売却益の合計額<br>（百万円） | 売却損の合計額<br>（百万円） |
|---|---|---|---|
| 株　式 | 731 | 97 | 0 |
| 債　券 | 16,357 | 271 | 9 |
| 国　債 | 14,574 | 211 | — |
| 地方債 | 641 | 17 | — |
| 社　債 | 1,141 | 42 | 9 |
| その他 | 211 | 7 | 20 |
| 合　計 | 17,300 | 377 | 30 |

5．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）することとしております。

当事業年度においては減損処理はありません。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄の有価証券について事業年度末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、発行会社の業績の推移などを考慮の上、時価の回復可能性がないと判断された場合であります。

## 税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金 | 1,433百万円 |
| 退職給付引当金 | 783 |
| 減価償却費 | 105 |
| 有価証券償却 | 210 |
| 税務上の繰越欠損金 | 1,905 |
| その他 | 669 |
| 繰延税金資産小計 | 5,108 |
| 評価性引当額 | △ 3,063 |
| 繰延税金資産合計 | 2,045 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △ 942 |
| 繰延税金負債合計 | △ 942 |
| 繰延税金資産の純額 | 1,102百万円 |

2．「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年３月31日に公布され、平成26年４月１日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の37.1%から34.8%となります。この税率変更により、繰延税金資産は43百万円減少し、法人税等調整額は43百万円増加しております。

## １株当たり情報に関する注記

１株当たりの純資産額250円69銭

１株当たりの当期純利益金額19円１銭

潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額17円79銭

# 連結貸借対照表 （平成26年３月31日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| （資産の部） | |
| 現金預け金 | 52,520 |
| コールローン及び買入手形 | 5,000 |
| 有価証券 | 244,272 |
| 貸出金 | 462,286 |
| 外国為替 | 360 |
| リース債権及びリース投資資産 | 1,973 |
| その他資産 | 3,167 |
| 有形固定資産 | 12,630 |
| 建物 | 2,310 |
| 土地 | 9,741 |
| 建設仮勘定 | 7 |
| その他の有形固定資産 | 571 |
| 無形固定資産 | 668 |
| ソフトウェア | 303 |
| リース資産 | 167 |
| その他の無形固定資産 | 197 |
| 繰延税金資産 | 1,066 |
| 支払承諾見返 | 852 |
| 貸倒引当金 | △ 4,626 |
| 資産の部合計 | 780,173 |

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| （負債の部） | |
| 預金 | 689,402 |
| 譲渡性預金 | 47,190 |
| 借用金 | 100 |
| 社債 | 2,000 |
| その他負債 | 2,882 |
| 賞与引当金 | 165 |
| 退職給付に係る負債 | 2,038 |
| 利息返還損失引当金 | 21 |
| 睡眠預金払戻損失引当金 | 191 |
| 偶発損失引当金 | 147 |
| 繰延税金負債 | 40 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | 1,657 |
| 支払承諾 | 852 |
| 負債の部合計 | 746,690 |
| （純資産の部） | |
| 資本金 | 14,743 |
| 資本剰余金 | 1,294 |
| 利益剰余金 | 12,843 |
| 自己株式 | △ 39 |
| 株主資本合計 | 28,841 |
| その他有価証券評価差額金 | 1,516 |
| 土地再評価差額金 | 2,294 |
| 退職給付に係る調整累計額 | 143 |
| その他の包括利益累計額合計 | 3,954 |
| 少数株主持分 | 686 |
| 純資産の部合計 | 33,482 |
| 負債及び純資産の部合計 | 780,173 |

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書 （平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **経常収益** | | **13,831** |
| **資金運用収益** | **9,440** | |
| 貸出金利息 | 7,901 | |
| 有価証券利息配当金 | 1,473 | |
| コールローン利息及び買入手形利息 | 21 | |
| 預け金利息 | 43 | |
| その他の受入利息 | 0 | |
| **役務取引等収益** | **2,575** | |
| **その他業務収益** | **1,064** | |
| **その他経常収益** | **750** | |
| 償却債権取立益 | 191 | |
| その他の経常収益 | 558 | |
| **経常費用** | | **10,707** |
| **資金調達費用** | **640** | |
| 預金利息 | 530 | |
| 譲渡性預金利息 | 45 | |
| 借用金利息 | 0 | |
| 社債利息 | 64 | |
| その他の支払利息 | 0 | |
| **役務取引等費用** | **806** | |
| **その他業務費用** | **773** | |
| **営業経費** | **8,175** | |
| **その他経常費用** | **311** | |
| 貸倒引当金繰入額 | 109 | |
| その他の経常費用 | 201 | |
| **経常利益** | | **3,123** |
| **特別利益** | | **9** |
| 固定資産処分益 | 9 | |
| **特別損失** | | **152** |
| 固定資産処分損 | 11 | |
| 減損損失 | 141 | |
| **税金等調整前当期純利益** | | **2,980** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 34 | |
| 法人税等調整額 | 388 | |
| **法人税等合計** | | **423** |
| **少数株主損益調整前当期純利益** | | **2,557** |
| **少数株主利益** | | **55** |
| **当期純利益** | | **2,501** |

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書 （平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 14,743 | 1,294 | 10,534 | △ 39 | 26,534 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △ 190 | | △ 190 |
| 当期純利益 | | | 2,501 | | 2,501 |
| 自己株式の取得 | | | | △ 0 | △ 0 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | △ 3 | | △ 3 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | 2,308 | △ 0 | 2,307 |
| 当期末残高 | 14,743 | 1,294 | 12,843 | △ 39 | 28,841 |

（単位：百万円）

| | その他の包括利益累計額 | | | | 少数株主持分 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 土地再評価差額金 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 1,507 | 2,291 | — | 3,799 | 630 | 30,964 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △ 190 |
| 当期純利益 | | | | | | 2,501 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △ 0 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | | | | △ 3 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 8 | 3 | 143 | 154 | 55 | 210 |
| 当期変動額合計 | 8 | 3 | 143 | 154 | 55 | 2,517 |
| 当期末残高 | 1,516 | 2,294 | 143 | 3,954 | 686 | 33,482 |

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

１．連結の範囲に関する事項

（1）連結される子会社及び子法人等　　２社

株式会社大東クレジットサービス

株式会社大東リース

（2）非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

２．持分法の適用に関する事項

（1）持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

（2）持分法適用の関連法人等

該当ありません。

（3）持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

（4）持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

３．連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日と連結決算日は一致しております。

４．開示対象特別目的会社に関する事項

該当ありません。

５．会計処理基準に関する事項

（1）商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

（2）有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法)、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定)、ただし、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
(4) 固定資産の減価償却の方法
① 有形固定資産
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建　物　　８年～50年
その他　　３年～20年
② 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。
③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。
なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
(5) 貸倒引当金の計上基準
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17,323百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結される子法人等が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積もり計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会に対する責任共有制度負担金の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 過去勤務費用 | その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理 |
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理 |

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

なお、連結される子会社及び子法人等は、外貨建資産・負債を保有しておりません。

（12）リース取引の処理方法

（借手）

該当ございません。

（貸手）

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号平成19年３月30日）第81項に基づき、会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の期首の価額として計上しております。

また、当該リース投資資産に関して、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の総額をリース期間内の各期に定額で配分する方法によっております。

（13）重要なヘッジ会計の方法

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

（14）消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成24年５月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く)、当連結会計年度末から、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、税効果調整後の未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額として計上しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が2,038百万円計上されております。また、繰延税金資産が76百万円減少し、その他の包括利益累計額が143百万円増加しております。

## 未適用の会計基準等

退職給付会計基準等(平成24年５月17日)

(1) 概要

当該会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものであります。

(2) 適用予定日

当行は、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成26年４月１日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、平成26年４月１日に開始する連結会計年度の期首における利益剰余金が42百万円増加する予定であります。

## 注記事項

### 連結貸借対照表に関する注記

1．貸出金のうち、破綻先債権額は403百万円、延滞債権額は14,683百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は60百万円であります。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,179百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は17,327百万円であります。

なお、上記１．から４．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,723百万円であります。

6．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

| | |
|---|---|
| 有価証券 | 53,450百万円 |
| その他資産 | 5百万円 |
| 現金預け金 | 4百万円 |

担保資産に対応する債務

| | |
|---|---|
| 預金 | 2,703百万円 |

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券14,078百万円を差し入れております。

また、その他資産には、敷金は103百万円及び保証金は36百万円が含まれております。

7．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、37,564百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が36,390百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　平成10年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第１号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法（昭和44年法律第49号）第６条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格、及び第３号に定める当該事業用土地について地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額5,551百万円

9．有形固定資産の減価償却累計額12,945百万円

10．有形固定資産の圧縮記帳額1,222百万円

11．社債は、劣後特約付社債であります。

12．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は1,912百万円であります。

13．当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額８百万円

## 連結損益計算書に関する注記

1．「その他の経常費用」には、貸出金償却46百万円を含んでおります。

2．当連結会計年度において、使用の中止又は営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下により、投資額の回収が見込めなくなった以下の資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

| 場所 | 主な用途 | 種類 | 減損損失<br>(百万円) |
|---|---|---|---|
| 福島県内 | 営業用資産 | 土地・建物 | 141 |

営業用資産については、営業店単位をグルーピングの単位として取り扱っております。
また、遊休資産等については、各々独立した単位として取り扱っております。
なお、回収可能価額は、正味売却価額により算定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除した価額に基づき算定しております。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

| | 当連結会計年度<br>期首株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度<br>末株式数 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 127,014 | — | — | 127,014 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 214 | 8 | — | 223 | (注) |

(注) 自己株式の増加８千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2．配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成25年<br>6月21日<br>定時株主総会 | 普通株式 | 190百万円 | 1円50銭 | 平成25年<br>3月31日 | 平成25年<br>6月24日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 | 配当の原資 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成26年6月20日定時株主総会 | 普通株式 | 253百万円 | 利益剰余金 | 2円00銭 | 平成26年3月31日 | 平成26年6月23日 |

## 金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出業務及び有価証券運用を中心とした銀行業を中心にクレジットカード事業、リース事業及び信用保証事業等の金融サービスに係る事業を行っております。

これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを調整して、預金等による資金調達、及び貸出等の与信業務、有価証券投資等による資産運用を行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

また、当行では、金利リスクを回避するため金利スワップ取引を、為替リスクを回避するため為替予約取引を利用しております。これらは、すべてリスクヘッジを目的としたデリバティブ取引であり、投機目的での積極的利用は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。連結決算日現在における貸出金は、主として国内の中小企業取引先及び個人に対するものであり、国内を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、及びその他保有目的（純投資目的、政策投資目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債は、普通預金及び固定金利による定期預金を中心とする預金調達であり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。資産・負債には、金利の長短ミスマッチがあり、金利リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引には金利スワップ取引があり、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である銀行業の預金勘定における仕組預金に関わる金利リスクに対して「金利スワップの特例処理」によるヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、当行の信用リスクに関する管理諸規程及び融資・管理業務に関する諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部、債権管理部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や取締役会を開催し、審議・報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、証券国際部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(ⅰ) 金利リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALM及びリスク管理に関する諸規程等において、リスク管理方法や手続等を明記しており、リスクの統合的な管理を行うリスク管理委員会の審議を経て取締役会において決定された金利リスク等に関する管理方針に基づき、常務会及び取締役会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的にはコンプライアンス・リスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会及び常務会に報告しております。

(ⅱ) 為替リスクの管理

外国為替取引には、顧客による外貨預金の預入・払出や外貨両替取引、貿易・貿易外取引等があります。証券国際部では、こうした取引に対し銀行間市場において反対取引を行うことにより、外貨建の金融資産と金融負債のバランスを管理し、為替リスクを回避しております。

(ⅲ) 価格変動リスクの管理

有価証券の保有については、常務会において期毎に定める有価証券投資に係る基本方針に基づき、常務会の監督の下、投資運用規程に従い行われております。このうち、純投資目的で保有しているものについては、証券国際業務の運営基準に投資限度額等の設定を行っているほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。業務・資本提携を含む政策投資目的で保有しているものについては、経営部及び営業企画部において取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報はコンプライアンス・リスク統括部を通じ、ALM委員会及び常務会において定期的に報告されております。

(ⅳ) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の権限、取引の手続等リスク管理上の規程を制定し、取引の実行及び管理は証券国際部が行っており、毎月月末時点における想定元本、信用リスク、為替リスク等の状況を常務会に報告しております。

（ｖ）市場リスクに係る定量的情報

当行において、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「借用金」、「社債」であります。当行では、これら金融資産及び金融負債について、バリュー・アット・リスク（VaR）を用いて市場リスク量を把握しており、VaRの算定にあたっては、分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99%）を採用しております。

平成26年３月31日（当期の連結決算日）現在で当行の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で5,883百万円であります。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③　資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2．金融商品の時価等に関する事項

平成26年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。また、外国為替、借用金、社債、支払承諾及び支払承諾見返については、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しいことから記載を省略しております。

（単位：百万円）

| | 連結貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|---|---|---|---|
| (1) 現金預け金 | 52,520 | 52,438 | △ 82 |
| (2) コールローン及び買入手形 | 5,000 | 5,000 | － |
| (3) 有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 7,299 | 7,380 | 80 |
| その他有価証券 | 236,352 | 236,352 | － |
| (4) 貸出金 | 462,286 | | |
| 貸倒引当金（＊１） | △ 4,217 | | |
| | 458,069 | 465,023 | 6,954 |
| 資産計 | 759,243 | 766,195 | 6,952 |
| (1) 預金 | 689,402 | 689,774 | 371 |
| (2) 譲渡性預金 | 47,190 | 47,190 | － |
| 負債計 | 736,592 | 736,964 | 371 |
| デリバティブ取引（＊２） | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | 0 | 0 | － |
| ヘッジ会計が適用されているもの | － | － | － |
| デリバティブ取引計 | 0 | 0 | － |

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
（＊２）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、仕組預け金以外の預け金は、元利金の将来キャッシュ・フローに預け先の信用リスク要因を反映させ、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定しております。仕組預け金については、割引現在価値やオプション価格モデル等により時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格等によっております。投資信託は公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、元利金の将来キャッシュ・フローに信用リスクを反映させ、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「有価証券に関する注記」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、元利金の将来キャッシュ・フローに信用リスク等に基づくリスク要因を反映させて、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定しております。

なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

仕組貸出金については、割引現在価値やオプション価格モデル等により時価を算定しております。

また、破綻先及び実質破綻先に対する債権については、直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を貸倒引当金として計上しております。また、破綻懸念先に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を貸倒引当金として計上しております。よって、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び（2）譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引であり、割引現在価値等により算定した価額によっております。

(注２)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

| 区 分 | 連結貸借対照表計上額 |
|---|---|
| ①非上場株式(＊１)(＊２) | 490 |
| ②組合出資金(＊３) | 129 |
| 合　計 | 620 |

（＊１）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）当連結会計年度においては減損処理はありません。

（＊３）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注３)金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超<br>3年以内 | 3年超<br>5年以内 | 5年超<br>7年以内 | 7年超<br>10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 預け金 | 38,392 | － | － | － | 2,000 | － |
| コールローン及び買入手形 | 5,000 | － | － | － | － | － |
| 有価証券(＊１) | | | | | | |
| 満期保有目的の債券 | 6,000 | 300 | － | 1,000 | － | － |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 26,328 | 65,136 | 54,511 | 38,438 | 30,871 | 2,168 |
| 貸出金(＊２) | 71,289 | 93,139 | 69,733 | 50,993 | 69,918 | 81,086 |
| 合　計 | 147,011 | 158,576 | 124,245 | 90,431 | 102,789 | 83,254 |

（＊１）有価証券は、元本についての償還予定額を記載しており、貸借対照表価額とは一致いたしません。

（＊２）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの15,083百万円、期間の定めのないもの11,042百万円は含めておりません。

(注４)預金及び譲渡性預金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超<br>3年以内 | 3年超<br>5年以内 | 5年超<br>7年以内 | 7年超<br>10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 預金(＊) | 595,900 | 67,142 | 25,344 | 352 | 588 | 74 |
| 譲渡性預金 | 47,190 | － | － | － | － | － |
| 合　計 | 643,090 | 67,142 | 25,344 | 352 | 588 | 74 |

（＊）要求払預金については、「１年以内」に含めて開示しております。

## 有価証券に関する注記

連結貸借対照表の「有価証券」勘定以外で表示されているものはありません。

１．満期保有目的の債券（平成26年３月31日現在）

| | 種　類 | 連結貸借対照表<br>計上額<br>(百万円) | 時　価<br>(百万円) | 差　額<br>(百万円) |
|---|---|---|---|---|
| 時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの | 国　債 | 1,000 | 1,003 | 3 |
| | 社　債 | 5,299 | 5,312 | 12 |
| | その他 | 1,000 | 1,064 | 64 |
| | 小　計 | 7,299 | 7,380 | 80 |
| 時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの | 国　債 | － | － | － |
| | 社　債 | － | － | － |
| | その他 | － | － | － |
| | 小　計 | － | － | － |
| 合　計 | | 7,299 | 7,380 | 80 |

2．その他有価証券（平成26年３月31日現在）

| | 種　類 | 連結貸借対照表計上額（百万円） | 取得原価（百万円） | 差　額（百万円） |
|---|---|---|---|---|
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株　式 | 2,988 | 2,094 | 894 |
| | 債　券 | 183,819 | 182,045 | 1,774 |
| | 国　債 | 84,335 | 83,676 | 658 |
| | 地方債 | 12,637 | 12,463 | 174 |
| | 社　債 | 86,847 | 85,905 | 941 |
| | その他 | 10,515 | 10,135 | 379 |
| | 小　計 | 197,324 | 194,275 | 3,048 |
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株　式 | 2,440 | 2,804 | △ 363 |
| | 債　券 | 32,184 | 32,247 | △ 62 |
| | 国　債 | 14,387 | 14,405 | △ 18 |
| | 地方債 | 3,209 | 3,214 | △ 4 |
| | 社　債 | 14,587 | 14,627 | △ 39 |
| | その他 | 4,403 | 4,485 | △ 82 |
| | 小　計 | 39,028 | 39,537 | △ 508 |
| 合　計 | | 236,352 | 233,813 | 2,539 |

3．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

| | 売　却　額（百万円） | 売却益の合計額（百万円） | 売却損の合計額（百万円） |
|---|---|---|---|
| 株　式 | 731 | 97 | 0 |
| 債　券 | 16,357 | 271 | 9 |
| 国　債 | 14,574 | 211 | － |
| 地方債 | 641 | 17 | － |
| 社　債 | 1,141 | 42 | 9 |
| その他 | 211 | 7 | 20 |
| 合　計 | 17,300 | 377 | 30 |

4．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）することとしております。

当連結会計年度においては減損処理はありません。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄の有価証券について連結会計年度末日における時価が取得原価に比べて50％以上下落した場合、また、下落率が30％以上50％未満の銘柄については、発行会社の業績の推移などを考慮の上、時価の回復可能性がないと判断された場合であります。

## 税効果会計に関する注記

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年３月31日に公布され、平成26年４月１日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の37.1％から34.8％となります。この税率変更により、繰延税金資産は44百万円減少し、法人税等調整額は44百万円増加しております。

## １株当たり情報に関する注記

１株当たりの純資産額258円66銭

１株当たりの当期純利益金額19円73銭

潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額18円46銭

# 独立監査人の監査報告書

平成26年５月13日

株式会社大東銀行
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大　村　真　敏 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鈴　木　和　郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社大東銀行の平成25年４月１日から平成26年３月31日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

# 独立監査人の監査報告書

平成26年５月13日

株式会社大東銀行
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　村　真　敏　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　和　郎　㊞

　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社大東銀行の平成25年４月１日から平成26年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大東銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告書謄本

# 監　査　報　告　書

当監査役会は、平成25年４月１日から平成26年３月31日までの第109期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるとともに、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年５月14日

株式会社大東銀行　監査役会

常勤監査役　遠　藤　久　雄　㊞

社外監査役　笠　間　善　裕　㊞

社外監査役　佐　藤　長　久　㊞

以　上

## 議案及び参考事項

### 第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

第109期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしまして次のとおりといたしたいと存じます。

なお、内部留保資金につきましては、引き続き経営基盤の充実と経営体質の強化を図るための効果的な投資等に有効に活用してまいります。

（1）配当財産の種類
金銭

（2）株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当行普通株式１株につき金２円　　総額　253,582,970円

（3）剰余金の配当が効力を生じる日
平成26年６月23日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

（1）増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金　1,500,000,000円

（2）減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金　1,500,000,000円

**第２号議案**　取締役６名選任の件

取締役全員（５名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため１名増員し、取締役６名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者の番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当行の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 鈴木孝雄（すずき たかお）<br>（昭和28年11月15日生） | 昭和51年４月　当行入行<br>平成８年２月　同　うねめ支店長<br>平成10年３月　同　本店営業部副部長<br>平成13年４月　同　二本松支店長<br>平成15年３月　同　朝日エリア長兼朝日支店長<br>平成16年６月　同　常務取締役<br>平成20年６月　同　常務取締役営業企画部長<br>平成20年６月　同　専務取締役<br>平成22年６月　同　取締役社長<br>現在に至る | 80,000株 |
| 2 | 小野尚宏（おの たかひろ）<br>（昭和30年８月５日生） | 昭和55年４月　当行入行<br>平成13年４月　同　総合企画部上席主任調査役兼広報室長<br>平成15年８月　同　富久山エリア長兼富久山支店長<br>平成16年６月　同　富久山エリア長兼富久山支店長兼日和田支店長<br>平成17年７月　同　執行役員経営部長<br>平成18年７月　同　執行役員経営部長兼コンプライアンス・リスク統括室長<br>平成19年７月　同　執行役員経営部長<br>平成20年７月　同　執行役員営業企画部長<br>平成22年６月　同　取締役<br>平成24年６月　同　常務取締役<br>現在に至る | 24,200株 |

| 候補者の番号 | 氏　　名<br>(生　年　月　日) | 略歴、当行における地位、担当<br>及び重要な兼職の状況 | 所有する当行の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 3 | 岡（おか）　安（やす）　廣（ひろ）<br>(昭和30年11月30日生) | 昭和49年４月　当行入行<br>平成11年３月　同　石川支店長<br>平成13年４月　同　川俣支店長<br>平成15年３月　同　白河支店長<br>平成16年６月　同　債権管理部長<br>平成20年７月　同　執行役員審査部長<br>平成22年６月　同　取締役審査部長<br>平成25年６月　同　常務取締役<br>現在に至る | 22,000株 |
| 4 | 三（み）　浦（うら）　謙（けん）　一（いち）<br>(昭和33年１月26日生) | 昭和55年４月　株式会社日本長期信用銀行<br>（現㈱新生銀行）入行<br>平成12年５月　同　金融法人第二部部長<br>平成15年12月　同　金融法人第三部部長<br>平成16年４月　同　金融法人･キャピタルマーケッツ本部部長<br>平成17年10月　同　高松支店長<br>平成20年７月　同　福岡支店長<br>平成22年10月　同　法人営業本部部長<br>平成22年11月　株式会社新生銀行から当行へ出向<br>執行役員経営部長<br>平成24年６月　当行取締役経営部長<br>平成24年７月　同　取締役営業企画部長<br>平成25年７月　同　取締役コンプライアンス・リスク統括部長<br>現在に至る | 4,000株 |

| 候補者の番号 | 氏　　名<br>(生　年　月　日) | 略歴、当行における地位、担当<br>及び重要な兼職の状況 | 所有する当行の株式の数 |
|---|---|---|---|
| ※<br>5 | 芳賀（はが）　良（りょう）<br>(昭和37年５月14日生) | 昭和61年４月　株式会社富士銀行<br>（現㈱みずほ銀行）入行<br>平成10年２月　同　ニューヨーク支店<br>平成15年10月　同　上野支店副支店長<br>平成21年２月　同　事務企画部副部長<br>平成23年１月　同　福岡支店長兼福岡第一部長<br>平成25年８月　株式会社みずほ銀行から当行へ出向<br>執行役員営業企画部長<br>現在に至る | 0株 |
| 6 | 大橋（おおはし）　学（がく）<br>(昭和25年１月22日生) | 昭和48年４月　郡山市役所入所<br>平成20年４月　同　生活環境部長<br>平成20年７月　同　下水道部長<br>平成21年４月　同　総務部長<br>平成22年４月　社会福祉法人郡山市社会福祉協議会参与<br>平成22年６月　同　常勤副会長<br>平成25年３月　同　常勤副会長　退任<br>平成25年６月　当行社外取締役<br>現在に至る | 5,000株 |

(注)　1．※印は新任の取締役候補者であります。
2．各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
3．取締役候補者大橋学氏は社外取締役候補者であります。なお、当行は、大橋学氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
4．社外取締役候補者大橋学氏に関する特記事項は以下のとおりであります。
(1)　社外取締役候補者とした理由について
官界において長年培ってきた知識・経験等に基づき、幅広い見地から当行の経営全般に的確な助言をいただけるものと判断しました。
(2)　社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由について
大橋学氏は、上記のように官界において長年培ってきた知識・経験等を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことができるものと判断しました。
(3)　社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
大橋学氏は現に当行の社外取締役であり、社外取締役に就任してから本定時株主総会終結の時をもって１年となります。
(4)　社外取締役との責任限定契約について
当行は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役との間で、当行への損

害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。社外取締役候補者大橋学氏が原案どおり選任されますと、会社法第427条第１項の規定により、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約は、社外取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、100万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負うとするものであります。

**第３号議案**　監査役１名選任の件

監査体制の強化及び充実を図るため、監査役１名の増員をお願いするものです。
また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>（生年月日） | 略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当行の株式の数 |
|---|---|---|
| 遠山　浩（とおやま　ひろし）<br>（昭和29年１月９日生） | 昭和52年４月　日本銀行入行<br>平成13年５月　同　前橋支店長<br>平成15年５月　同　札幌支店長<br>平成21年11月　ロンドン大学（客員教授）出向<br>平成23年６月　日本銀行退職<br>平成23年６月　全国信用協同組合連合会専務理事<br>平成26年４月　同　退任<br>平成26年５月　三井生命保険株式会社　顧問<br>現在に至る | 0株 |

（注）１．監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
２．監査役候補者遠山浩氏は社外監査役候補者であります。なお、当行は、遠山浩氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
３．社外監査役候補者遠山浩氏に関する特記事項は以下のとおりであります。
（1）社外監査役候補者とした理由について
金融機関において長年培ってきた知識・経験等に基づき、幅広い見地から当行の経営全般に的確な助言をいただけるものと判断しました。
（2）社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由について
遠山浩氏は、上記のように金融機関において長年培ってきた知識・経験等を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただくことができるものと判断しました。
（3）社外監査役との責任限定契約について
当行は、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、社外監査役との間で、当行への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。社外監査役候補者遠山浩氏が原案どおり選任されますと、会社法第427条第１項の規定により、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約は、社外監査役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、100万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負うとするものであります。

以　上

〔メ　モ〕

# 定時株主総会会場ご案内図

**会　場**

〒963 - 8004
福島県郡山市中町19番１号
**当行本店大会議室(６階)**
電話（024）925－1111

**交通のご案内**

**電車でお越しの株主さま**

ＪＲ郡山駅より徒歩５分

**お車でお越しの株主さま**

本店南側のリパーク郡山大東銀行南駐車場をご利用願います。

**駐車場詳細図**

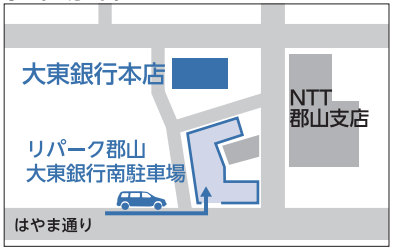

大東銀行

ホームページ　http://www.daitobank.co.jp/

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。